日調連発第２４５号
令和７年１１月２６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和７年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知について（依頼）

この度、法務省、国税庁及びデジタル庁から、標記デジタル化促進に関する周知について別添のとおり依頼がありましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いします。

令和７年１１月２０日

日本土地家屋調査士会連合会 御中

法　　務　　省
国　　税　　庁
デ ジ タ ル 庁

令和７年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて
（周知協力依頼）

平素より法務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、法務省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、デジタル化促進に向けた取組について周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和７年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化促進に向けて、下記の２点の内容について、会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

１.周知をお願いしたい事項

(1) 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

令和５年分の確定申告から、事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax 等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない 500 万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、マイナポータル連携による自動入力の対象となりました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります（注）。

また、eLTAX を利用すれば、市区町村に提出する給与支払報告書の作成と同時に、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成することができ、それぞれを市区町村と税務署へ一挙に提出することができます。さらに、令和９年１月からは、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、eLTAX で提出された給与支払報告書については、マイナポータル連携の自動入力の対象になる予定ですので、給与支払報告書の eLTAX による提出の勧奨の御協力をお願いいたします。

おって、従業員の方のメリット以外にも、給与支払報告書を eLTAX で提出することで、各市区町村への提出（送付）が不要となるなど、事業者の方にとっても、提出に係る事務負担が軽減されるといったメリットがあります。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙１を貴会の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注） 従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従

業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙１　「給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出すると、従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」（こちら）

(2) 自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、御自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、所得税の申告書を計算誤りのないように作成することが可能となっており、作成した申告書をそのまま e-Tax により送信できます。

e-Tax を利用した確定申告は、給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報を、マイナポータル連携を活用して自動入力することが可能であるほか、令和８年１月（令和７年分所得税の申告書）からは、生命保険の一時金・年金、損害保険の満期返戻金・年金に係る支払調書情報やふるさと納税以外の寄附金控除に係る情報についてもマイナポータル連携の対象となる予定です。また、「スマートフォンのマイナンバーカード」に対応し、Android 端末に加え、iPhone においても実物のマイナンバーカードをかざすことなく申告書の作成・e-Tax 送信が可能になることから、利便性の更なる向上が期待できます。

また、令和７年度は、マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が到来される方が多数見込まれており、有効期限を過ぎた場合、マイナポータル連携や e-Tax 手続の利用などができず、マイナンバーカードを利用した e-Tax による申告手続にも影響があることから、積極的な周知・広報に取り組んでいるところです。

貴会におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨を御理解いただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙２及び別紙３（注１）を用いるほか、従業員等への周知の際の見本として、別紙４を参考にしていただき、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告やマイナポータル連携の利便性、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続（注２）について、従業員等へ周知されるよう、会員の皆様へ依頼いただきますようお願い申し上げます。

（注１）「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙３を適宜加工の上、別紙２と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

（注２）マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続等については、デジタル庁ホームページも御活用ください。

別紙２　「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax（従業員向け周知用）」

別紙３　「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」（スマホ用）（パソコン用）

別紙４　「従業員向け周知文（見本）」

(3) 事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つであり、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

事業者の取引・会計・税務といった一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されるため、関係省庁等が連携して、まずは、事業者に各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル処理が可能となる環境の整備を目指しております。

そのため、国税庁においては、デジタルインボイスや AI-OCR 等の導入による業務のデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材のほかデジタル化に関する様々な困りごとに関する相談窓口一覧を作成し、事業者のデジタル化の支援や施策の周知・広報を行っているところです。

これらの取組の趣旨をご理解いただきますとともに、貴会におかれましても、会員各位に対して下記リンク先の広報素材や相談窓口一覧を共有していただくなど、事業者の取引・会計・税務といった一連の業務のデジタル化促進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

別紙５　事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画等一覧

URL：https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx/leafletetc.htm

別紙６　デジタル化に関する相談窓口一覧

URL：https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/pdf/soudan.pdf

https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/pdf/soudan.pdf**２．アンケート回答のお願い**

(1) 関係民間団体のご担当者向けのアンケート

今後の施策の参考とさせていただきたく、周知状況等についてのアンケート（８問程度）を作成しております。大変恐縮ではございますが、数分程度で回答可能なものとなっておりますので、御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

○御回答期限

・年内に周知等を行った場合：2025 年 12 月末

・年明けに周知等を行った場合：2026 年１月末

URL：https://forms.gle/EJ8QJEetZ2KfXcf89（関係民間団体の方向け）

(2) 関係民間団体傘下会員の従業員の方向けのアンケート

自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax の推進に向けて、皆様の御意見を今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、主に過去に確定申告を行ったことがある従業員の方向けに、確定申告・e-Tax の利用に関するアンケート（10 問程度）を用意しておりますので、当該アンケートについて御回答いただきますよう会員の皆様を通じて周知をお願いいたします。

○御回答期限：2026 年２月末

URL：https://forms.gle/YkRdX8axjVGc1hHWA（従業員の方向け）

（以　上）

【本件の問合せ先】

国税庁長官官房企画課
デジタル化・業務改革室

DX 戦略係長　吉川

別添2

書かない確定申告！

マイナンバーカードで自宅からe-Tax

すでに
約 4人に3人 が
e-Taxで確定申告!

e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 24時間いつでも利用可能
  ※メンテナンス時間を除きます
- 受信通知からいつでも内容確認
- 添付書類提出不要
  ※一部の書類を除きます
  イメージデータによる提出も可能
- 早期還付（3週間程度で還付）
  ※書面提出の場合は
  1か月～1か月半程度で還付

e-Tax に必要なもの

スマホに
マイナポータル
アプリをインストール



マイナンバーカード読取対応のスマホ

✖

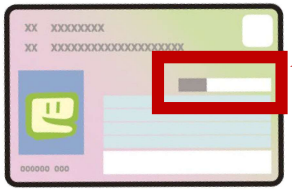

マイナンバーカード

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限や更新手続等の詳細は
「デジタル庁公式note」をご確認ください

申告書の作成・提出

- **確定申告書等作成コーナー**なら、**自動計算**で申告書が完成！
  ＼計算誤りの心配なし！／
  そのまま**e-Tax**で送信
- **マイナポータル連携**で
  ＼集計や入力の手間が不要♪／
  給与、医療費、ふるさと納税等の情報が**自動入力**！
  書類の管理や保管も不要

◆ ご利用には**事前準備が必要**です。事前準備は**お早めに！**

マイナンバーカードを
利用した確定申告の
案内はこちらから

◆ **国税の納付**も**キャッシュレス対応**しています（振替納税・ダイレクト納付・インターネットバンキング・クレジットカード納付・スマホアプリ納付からご自身にあった納付手段をご利用いただけます。）

周知文（見本）

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出（予定含む）している場合

（社内メールによる周知の場合の見本）

- ◆ パターン１
- ◆ パターン２

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

（掲示・配付による周知の場合の見本）

- ◆ パターン３
- ◆ パターン４

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出していない場合

（社内メールによる周知の場合の見本）

- ◆ パターン５
- ◆ パターン６

（掲示・配付による周知の場合の見本）

- ◆ パターン７
- ◆ パターン８

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン１

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。
※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

～～～

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン２

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。
※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

〜〜〜

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン３

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

～～～

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン４

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

〜〜〜

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン５

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。
※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

〜〜〜

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン６

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。
※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

〜〜〜

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン７

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

～～～

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン８

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

～～～